ご親族等の死亡後の手続きをされる方へ　　心よりお悔やみ申し上げます。

＊死亡届及び埋火葬許可申請後同日、もしくは落ち着かれました際に手続きをお願いします。

なお、手続きに来られる方は**運転免許証等の本人確認書類を持参してください。**

| 主な手続き及び対象者 | チェック | 手続きに必要なもの | 主な窓口 |
|---|---|---|---|
| **・通知カード／個人番号カードをお持ちの方**<br>※通知カード／個人番号カードの返還 | | **通知カード**又は**個人番号カード**<br>※見当たらない場合はお申し出ください。 | 住民課<br>TEL<br>（0889）<br>24-5001 |
| **・印鑑登録をされている方**<br>※印鑑登録証の返還 | | **印鑑登録証**<br>※見当たらない場合はお申し出ください。 | |
| **・国民健康保険被保険者の方**<br>※葬祭費申請・国民健康保険資格喪失届の提出 | | **申請者の印鑑（認印）**<br>**保険証、その他の受給者証**<br>※見当たらない場合はお申し出ください<br>**喪主等葬祭執行者がわかるもの**<br>※会葬礼状や葬祭の領収書写し等<br>**喪主等葬祭執行者の振込口座のわかるもの** | |
| **・後期高齢者医療被保険者の方（75歳以上等）** | | 後期：医療給付費受領申立書手続き有<br>※相続順位が最上位の相続人が対象 | |
| **・国民年金被保険者の方**<br>**・公的年金を受給されていた方** | | **年金証書**<br>※見当たらない場合はお申し出ください<br>**未支給手続きをされる方の振込先がわかるもの（請求者の通帳のコピー等）**<br>**個人番号のわかるもの（マイナンバーカード等）**<br>※上記以外にも戸籍等の書類が必要になるので、手続きの際に担当者が説明いたします。場合により、未支給該当にならない場合があります。ご了承ください。 | |
| **・村内に固定資産（土地・家屋）を所有していた方** | | 詳しくは、住民課・固定資産税係へ | |
| **・125cc以下のバイク、農耕用車のある方**<br>※廃車・名義変更等手続きが必要 | | **印鑑**<br>**廃車の場合はナンバープレート** | |
| **・250ccを超えるバイク、軽四自動車を所有していた方**<br>※廃車・名義変更等手続きが必要 | | 役場への届出は必要ありません<br>※軽自動車協会等で手続きを | |
| **・介護保険被保険者の方** | | **保険証・印鑑・世帯の方の振込口座のわかるもの** | |
| **・福祉医療費助成受給者証をお持ちの方**<br>（養育・障害・高齢障害・ひとり親） | | **受給者証** | 健康福祉課<br>TEL<br>（0889）<br>24-5197 |
| **・障害者手帳等をお持ちの方** | | **障害者手帳等**<br>※見当たらない場合はお申し出ください | |
| **・水道（死亡した方の名義になっているとき）** | | | 建設課<br>TEL<br>（0889）<br>24-5114 |
| **・村営住宅** | | **住宅明渡届**又は、**同居親族の退去届等** | |
| **・IP告知端末を設置していた方**<br>※ひとり世帯の方が死亡した場合は撤去が必要です | | 詳しくは企画課へ | 企画課<br>TEL<br>（0889）<br>24-5126 |
| **・村内の土地（森林・農地）を所有していた方** | | 詳しくは産業環境課へ | 産業環境課<br>TEL<br>（0889）<br>24-4647 |